

平成26年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成26年10月20日(月) 午後2時

召集場所 西枇杷島庁舎2階第2委員会室

開 会 平成26年10月20日(月) 午後2時

出席委員 20名

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 大橋 浩 | 2. 渡辺秋郷 | 3. 山田富士雄 | 4. 横井満之 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 齊藤嘉男 | 7. 横井忠勝 | 8. 中野浩光 |
| 9. 猪子勝三 | 10. 加藤重雄 | 11. 花木 満 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 石塚芳政 | 14. 加藤定雄 | 15. 後藤鉄雄 | 16. 後藤末秋 |
| 17. 加藤和伸 | 18. 星野 満 | 19. 木村芳彦 | 20. 加藤頌茲 |

欠席委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・石塚正己・安藤敏秀

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今から平成26年度第7回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長のあいさつ、その後の進行をよろしくお願いします。

会 長 こんにちは。

収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。

日没もめっきり早くなり、夜になると急に気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、改めましてただいまから、平成26年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は**20**名で定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、3番山田富士雄委員と4番横井満之委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の議事日程 2 農地転用等について

【議案第 3 5 号】

- ・農地法第 3 条による許可申請 . . . 1 件

【議案第 3 6 号】

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
. . . 1 件

【報告第 3 7 号】

- ・農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 . . . 5 件

【報告第 3 8 号】

- ・農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 . . . 1 1 件

【報告第 3 9 号】

- ・農地改良届出書について . . . 2 件

それでは、【議案第 3 5 号】農地法第 3 条による許可申請についてを議題といたします。

この案件は、9 番猪子委員さんは、利害関係人となりますので、農業委員会等に関する法律第 2 4 条の規定により離席をお願いします。

猪子委員 (離席)

会 長 では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長

農地法第 3 条について説明します。

申請地は ●●●●● 現況、登記とも● ●●● ●●●●● 現況、
登記とも● ●●● 以上 2 筆 合計●●●●です。

譲渡人 持分●分の●所有の●●●と譲受人 ●●●とした所有権移転
となっています。

共有名義である●●●は●●の●であります。

●●●は、会社勤めのため農地を譲渡して耕作の負担を軽減したいとい

う理由と、●●●は農地を取得により さらに耕作にはげみたいとの理由により意見がまとまり申請となりました。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

中野委員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

(質疑応答)

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することといたします。

会 長 では、ここで、●●●●の入室を許可します。

(猪子委員 入室)

会 長 ただいま、●●●●が入室されましたので、先ほど審議しました議案第35号3条許可については、原案どおり許可したことをご報告します。

続きまして【議案第36号】農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長。

議案第36号について、説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定となります。

貸し手 ●●●● と借り手 ●●●●から申出がありました。

利用権設定をする農地は ●●●●●●●● 登記、現況とも● ●●●●の農用地となります。

権利の存続期間は平成26年11月から平成29年10月までの3年間

になりますが、平成23年9月より利用権設定にて耕作されまして、継続する形になります。

農業経営基盤強化促進法は農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みで、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されます。

なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後は、告示行為を行い、効力発生という流れとなります。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、後藤末秋委員ですが

後藤委員 意義ありません。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり農業委員会として承認することといたします。

続いて報告案件に進みます。

【議案第37号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。

読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

32番●●●●●●●● ●●●●●、登記・現況とも●で2階建て賃貸住宅2棟建築予定ですが。

花木委員 問題ありません。

会 長 続きまして、33、34番●●●●●●●●と●●●●●●●●
●●●●と●●●●、登記・現況とも●●で個人住宅を建築予定です。

石黒委員 問題ありませんが、現地確認したところ賃貸の共同住宅2棟です。

会 長 これは事務局どうなってる。

事務局 はい、会長。
共同住宅ですので修正願います。

会 長 今後注意してください。

続きまして、35番●●●●●●●● ●●●●、登記●・現況●で個人住宅
を建築予定です。

私の範囲ですが特に問題ありません、排水先について適切に処理するよ
う注意しました。

会 長 続きまして、36番●●●●●●●● ●●●●、登記・現況とも●●で2階建
て共同住宅1棟建築予定です

石黒委員 問題ありません。

会 長 報告第37号について説明を終わります。

他になにか質問ございますか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認い
たします。

会 長 続いて、【報告第38号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出
に入ります。

順に読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願
いします。

125番●●●●●●●● ●●●●、登記・現況とも●●で宅地拡張による所有
権移転となります。

石黒委員 問題ありません。

会 長 続きまして、126番●●●●●●●● ●●●●、登記●・現況●●で宅地

拡張による所有権移転となります。

加藤委員 問題ありません。

会長 続きまして、127番●●●●●●●● ●●●、登記・現況とも●で分譲住宅2棟を予定しています。

渡辺委員 問題ありません。

会長 続きまして、128番●●●●●●●● ●●●、登記●・現況●●で倉庫兼事務所1棟を予定しています。

星野委員 問題ありません。

会長 続きまして、129番●●●●●●●● ●●●、登記●・現況●で隣接する宅地の拡張です。

花木委員 問題ありません。

会長 続きまして、130番●●●●●●●●、●●●、登記・現況とも●で分譲宅地の拡張です。

横井委員 問題ありません。

会長 続きまして、132番●●●●●●●●、●●●、登記●・現況●●で鉄骨平屋の倉庫建設予定です。

猪子委員 問題ありません。

会長 続きまして、133番●●●●●●●●、●●●、登記●・現況●で個人住宅を建築予定です。

石黒委員 問題ありません。

会長 続きまして、134番●●●●●●●●、●●●●●●●●、登記・現況とも●で個人住宅を建築予定です。

私のところですが、問題ありません。

続きまして、●●●●●●●●、●●●、登記●・現況●で個人住宅を建築予定です。

猪子委員 問題ありません。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会 長 続いて、【報告第39号】農地改良届出についてに入ります。

2件ありますが読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

1件目は10月6日受付 ●●●●●●●●、●●● ●から●

2件目は10月7日受付 ●●●●●●●●、● ●●と●●で合計●●の内●●を●から●にします。

以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。

この際、何か質問・意見等ありませんか。

なければ、3 その他に移ります。事務局からお願いします。

事 務 局 前回、報告第34号で報告させていただきました「生産緑地の買取希望について」ですが、●●●●●●●●地区の件ですが、耕作する希望のある方がお見えでしたでしょうか。

では、無いようですので担当課へ報告しますのでよろしくをお願いします。

つづいて、10月15日に開催した農業委員会総会に議案書といっしょに同封させていただきました「農地パトロール」について説明させていただきます。

最初に実施要項から説明させていただきます。

この農地パトロールの目的としては、「遊休農地の把握、発生防止、解消対策」それとともに「違反転用の防止」となっています。これは、農地利用の現状等の総点検をすることで、農政の基本となる農家基本台帳の整備につながっていく重要なものと位置づけられています。

そのため、当委員会でも実施要項により実施することとなりました。

期日としては、平成26年11月27日（木）、雨天決行です。市内の農用地、農業振興地域、市街化調整区域を対象として、農業委員、事務局を表のように班編成をして行いますので、よろしくお願いします。

本来、このパトロールは、市内全域の農地を対象として実施するべきではありますが、農業振興地域、市街化調整区域で実施いたします。実施についての概略ですが、担当していただくパトロール地区で車に乗車して、地図を見ながら、農地現況を確認していただきます。地図等は事務局で準備します。

確認内容は判断基準資料に載っておりますが、緑・黄・赤の3色で分類します。緑は直ちに耕作可能な農地、黄は土地造成なので耕作可能な農地、赤は原野化するなど不可能な農地で表します。

続いて、この農地パトロールの流れについて若干説明させていただきますのでフローチャートにしたものを一度、ご覧ください。

このフローチャート、表の中段より上の部分までが今までの説明部分となっています。

また、ちょうど真ん中に記載してある「パトロール実施」が、11月27日に予定しております、その後は、矢印のように、事務局にて調査結果の整理を行い、是正指導として、従来より実施している草刈の依頼、耕作意欲が低い方へは貸付指導等を実施する予定となっています。

このような経過を重ねてもパトロール時とかわらない状態で農地が存在する場合は、遊休農地として認定することとなります。

そして、この結果を農家基本台帳に記載し、監視・指導を継続して行い、違反転用の防止、農地の有効活用へとつなげていくこととなっていますので、ご協力をお願いします。

以上、説明を終わらせていただきます。

会 長 それでは次回の開催について確認します。

平成26年11月20日、木曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定です、今日とは場所が違いますので間違えないようによろしくをお願いします。

以上で平成26年度第7回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後2時40分—

会 長 浅井尊弘 _____

3番委員 山田富士雄 _____

4番委員 横井 満之 _____